

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○三好市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成26年8月1日

教育委員会告示第22号

改正 令和2年3月27日教委告示第8号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、三好市子どもの読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、三好市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、推進計画の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会の委員は、教育次長及び別表第1に掲げる各課等の長をもってこれに充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育次長とし、副委員長は委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(ワーキング部会)

第5条 委員会に、推進計画の原案の調査及び検討をさせるため、ワーキング部会を置く。

- 2 ワーキング部会の部会員は、別表第2に掲げる各課等の主幹、主任主査又は主査の職(これらの相当職を含む。)で所属長の指名する者1人をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第6条 ワーキング部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によってこれを定める。
- 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会及びワーキング部会の会議は、必要に応じて委員長又は部会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会及びワーキング部会の会議は、出席した委員又は部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日教委告示第8号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

学校教育課
社会教育課
子育て支援課
健康づくり課
保育所
三好市小学校長会
三好市中学校長会
三好市立図書館

別表第2(第5条関係)

学校教育課
社会教育課
子育て支援課

健康づくり課
保育所
幼稚園
三好郡市小学校教育研究会図書館部会
三好郡市中学校教育研究会図書館教育部会
三好市立図書館

第2次三好市子どもの読書活動推進計画

発行年月

2020年4月

発行

三好市教育委員会社会教育課

〒778-0003

徳島県三好市池田町サラダ 1737-1

TEL : 0883-72-3900 FAX : 0883-72-3916